

浜の活力再生プラン
令和 6 ～ 1 0 年度
第 3 期

1 地域水産業再生委員会

組織名	宮城県中部地区地域水産業再生委員会（養殖業）
代表者名	会長 石森 裕治（宮城県漁業協同組合石巻総合支所運営委員長）

再生委員会の構成員	登米市、石巻市、女川町、石巻市水産振興協議会、宮城県水産業経営支援協議会、北上川漁業協同組合、牡鹿漁業協同組合、宮城県漁業協同組合
オブザーバー	宮城県

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	宮城県中部地域（石巻市、女川町） ・かき養殖業者 計 194名 ・のり養殖業者 計 20名 ・ぎんざけ養殖業者 計 46名 ・わかめ・こんぶ養殖業者 計 176名 ・ほたて養殖業者 計 116名 ・ほや養殖業者 計 203名 中部合計：755名 （令和 5 年 3 月 31 日現在）
-------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

本プランで対象とする宮城県中部地区は、石巻市及び女川町の沿岸域に位置し、牡鹿半島を中心に北は旧北上町追波湾から南は石巻湾中央海域の広範囲に渡る。自然の地形に恵まれた汽水海域を活かした県内でも有数の最適漁場である。また、外洋海域は親潮と黒潮がぶつかり合う好漁場でもあり、多種多様な漁船漁業及びかき、のり・ぎんざけ・わかめ・ほたて・ほやなど多岐にわたる養殖業も盛んに営まれるなど、古くから漁業・養殖業を基幹産業の一つとして栄えてきた地域であると共に、全国でも有数の生産地である。

平成23年3月11日の東日本大震災により失われた地区内の漁港や関連施設、漁船、漁具等は、国・県・市町等の各種支援事業を活用し概ね復旧が完了したが、水産資源の減少や魚価低迷に加え、資材や燃油価格が高騰しており、漁業者を取り巻く環境は厳しさを増している。養殖環境については、貝毒プランクトンの発生状況やほたてがい等二枚貝の毒化状況が震災前と異なる傾向を示すことや、養殖物の原因不明の死滅等が問題となっている。

販売面では、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による、震災前の本県養殖物、特にほやの輸出先であった韓国の水産物禁輸問題等に加え、令和 5 年 8 月から開始された福島第一原子力発電所 A L P S 処理水の海洋放出に伴う風評等の発生が懸念されることから、県などの関係機関とも連携し、県産品の「安全・安心」の P R や販売促進に取り組んでいる。

宮城県内全体の漁業者数の減少を鑑みても、今後養殖業者が震災前の基準まで回復するのは困難であると想定されるため、生産の効率化に加え、引き続き協業化や施設等の共同利用で経費等を削減し所得の安定・向上を目指す。併せて次世代を担う新規漁業者の安定的な確保が欠かせない。さらには、施設等の老朽化により今後の漁業経営に不安を抱える漁業者も多数いることから、修繕もしくは更新に対する支援充実が望まれる。

(2) その他の関連する現状等

石巻市は県内で第2位の人口となっている。石巻市の「道の駅上品の郷」、「いしのまき元気いちば」や女川町の「シーパルピア女川 地元市場ハマテラス」等が観光の中心となっており、その他にも自然豊かな沿岸部が景勝地としての役割も担っている。令和3年3月には県内の三陸沿岸道路の全線開通により、震災前に比べて仙台圏内はもとより県北部へのアクセスも大幅に向上し、近隣の都市圏域との往来も増えている。

当地区の人口は石巻市135,000人、女川町6,000人、登米市74,000人（概数）となっているが、いずれも年々減少しており、特に女川町では震災後の減少が著しい状況となっている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

1 漁業収入向上のための取組

(1) 強い経営体の育成

養殖共済や施設共済について検討し、災害時等における収入の安定化を図るほか、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、経営力強化や収入の安定化を図る。

(2) 海洋環境変化への対応

定期的な水質調査等によって栄養塩濃度や水温状況を把握し、漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づいた養殖を行うことで高海水温や病障害への対応を目指す。

(3) 養殖生産物の品質確保

養殖作業の協業化や適正密度での生産による品質向上と、疾病・斃死対策による収入安定化を図る。また、ぎんざけは親魚管理に係る取組を実施することで種卵・種苗の安定的確保を目指す。

(4) 養殖生産物の安全確保

異物混入防止の徹底やノロウイルス・貝毒等の検査体制強化、放射性物質検査の確実な実施等により養殖生産物の安全を確保するほか、研修会等を通じ関係者の衛生管理等の知識の向上を図る。

(5) 販路の回復・拡大

消費者ニーズを把握し、効果的なPR活動の実施や流通体制の構築を行うことで、震災で失われた販路の回復や、福島第一原発処理水の海洋放出に伴う禁輸措置に対する代替販路の拡大等に取り組む。

2 漁業コスト削減のための取組

(1) 船底清掃・減速航行の徹底

定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。

(2) 省エネ型機器の導入

省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。

(3) 協業化などによる作業コスト削減の取組

協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。

(4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖）

寒冷期における隔日給餌の実施や低魚粉配合飼料の開発により飼料費の削減を図るほか、県と連携してフィッシュポンプ等の新たな機器の活用を検討し、省力化・省人化に係るコストの低減化を推進する。

3 漁村の活性化のための取組

(1) 担い手の確保等

漁労作業の効率化・省略化、簿記等に関する研修を行い、漁業担い手の資質向上を図るほか、県や市町の担い手確保支援策と連携し、新規就業希望者を広く募集するとともに、漁業の知識・技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等が漁業体験等の受入れを行う。

(2) 地元水産物の発信・PR

物産施設における水産物の販売や、「みやぎ水産の日」に合わせて行う販促イベント、地域イベントを通して、地元水産物を積極的に発信し、知名度向上・需要拡大を図る。

(3) 漁港施設等の適切な維持管理

効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。

(3) 資源管理に係る取組

次の項目に取り組むこともしくは遵守することにより、漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。

- ① 区画漁業権の管理及び行使に関し、必要な事項を定めた漁業権行使規則の遵守
- ② 養殖漁場の維持・改善のために養殖施設台数や適正養殖可能数量等を定めた漁場利用計画の策定・遵守
- ③ 漁協部会等における年度ごとの漁期対策の実行
- ④ 宮城県のり安定化対策本部におけるのり養殖管理計画の遵守

(4) 具体的な取組内容

1 年目（令和 6 年度） 所得向上率（基準年比） 2. 3 5 %

漁業収入向上のための取組	(1) 強い経営体の育成 全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。 個人での事業継続は多額の資金が必要となることから、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、漁業者の経営力強化や収入の安定化を図る。 漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め収入の安定化を図る。 (2) 海洋環境変化への対応 ① 水質調査の実施 地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期にかかる情報提供を行う。併せて、必要に応じ病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、漁業者の生産及び収入の安定化を図る。 ② 環境に適応したのり生産体制の構築 高海水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は定期的な水温把握を通じて、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、県水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。 ③ 病障害の対応 赤ぐされ病や、近年仙台湾全域にバリカン症状が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づき、筏の間隔を確保することで潮通しを良くし栄養塩が均一に供給されるよう努める。 (3) 養殖生産物の品質確保 ① 漁場の有効活用・適正利用 全漁業者は、筏の管理や海底清掃などの協業化を進めるとともに、漁場環境の把握に努めるために調査とデータ収集を実施し、漁場利用計画において科学的根拠に基づく適正養殖可能数量を定め、密殖を防ぎ、品質向上を図る。 ② 未侵入疾病への対応 漁協は、適正密度での生産を指導する。漁業者は県のガイドラ
--------------	---

	イン等を遵守するとともに、県試験研究機関等の指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。 ③ 生産技術の改善・改良 ほたてがい養殖における地先種苗活用など漁場環境変化に対応した生産技術の改良や市場ニーズ等の分析を進め、高品質化及び安定生産を図る。 ④ ぎんざけ種卵・種苗の安定的確保 国内からの種卵供給は北海道に限定され、年々種卵確保が難しくなりつつあることから、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する親魚の管理について以下の取組みを行う。 a) 漁協は、近親交配による奇形魚発生を回避するため、県内水面水産試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。 b) 漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散のため、地下水を活用したぎんざけ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向け検討を始める。 (4) 養殖生産物の安全確保 ① 異物混入防止の徹底 漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前の部会や研修会等で漁業者へ異物混入防止について周知・啓発する。 ② ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化 全漁業者及び漁協は、ノロウイルス・貝毒等の検査体制を強化するとともに、研修会等を通じ衛生管理等の知識の向上を図る。また、新たなノロウイルス検査法として期待される感染性推定遺伝子検査法について過去に県が実施した事業成果等を踏まえ、その有効性や現検査法からの移行による効果等について協議する。 ③ 貝毒プランクトン調査及び貝毒等検査体制の強化 二枚貝生産者及び漁協は、貝毒等の検査頻度向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じ衛生管理等の知識の向上を図る。 また、貝毒プランクトン調査について県の試験研究機関と協力しながら採取定点やサンプル数等を改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。 ④ ほたてがい加工製品の販売力強化 「ほたて貝取扱い及び加工処理要領」の内容を遵守し、安全性の担保された加工品の安定的な出荷を図り、ほたて養殖業者の経営安定化に努める。 ⑤ 放射性物質検査 風評等払拭のため、関係機関と連携して放射性物質検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、HP等を通じて周知する。 ⑥ のり漁場における適切な活性処理剤の使用 活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で採苗、育苗の漁場環境を踏まえつつ同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じ漁業者に対して研修会等を開催する。 (5) 販路の回復・拡大 全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や
--	---

	流通業界とも協力し、下記取組により販路の回復、拡大を図る。 ① 効果的なPR活動や販売の実施 地元買受人等と連携し各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、物産施設等を活用した販売を拡大する。また、地域でのPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、加工製品等の種類の充実を図る。 ② 消費者ニーズに応じた流通体制の構築 前プランで、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付かきのインターネット取引については、利用者増加につながっていない現状を踏まえ、改めて実施内容を検討する。 ③ 春季以降の生食用かき出荷数量増加 県の「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により正式に出荷可能となる6月の生食用かきの安全性確保に向けて衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りのよい生食用かきの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげる方策について検討を始める。 ④ 輸出に向けた取組 福島第一原発処理水の海洋放出に伴う風評等の影響により、韓国、中国、香港など一部の国・地域では禁輸措置を講じており、その対応が課題となっている。震災前に韓国向け輸出が過半数を占めていたほやをはじめ、これらの措置の影響を受けている水産物について、県等と連携し、商談会等を通じた代替販路の拡大等に引き続き取り組む。また、禁輸措置を講じている国・地域への輸出再開に向け、関係機関への積極的な働きかけを継続する。
漁業コスト削減のための取組	(1) 船底清掃・減速航行の徹底 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 (2) 省エネ型機器の導入 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。 (3) 協業化などによる作業コスト削減の取組 漁業者は、多額の設備投資を必要とする施設における生産活動において、協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。 (4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖） a) 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。 b) 低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。 c) 対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。 d) 県と連携し、フィッシュポンプ等の新たな機器の活用も検討しながら、省力化・省人化に係るコストの低減化を推進する。
漁村の活性化のための取組	(1) 担い手の確保等 ① 漁業担い手の知識・技術の向上 漁協は、漁業後継者候補者に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省略化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。

	② 新規就業者の確保 漁協は県による「みやぎ漁師カレッジ」や市町による担い手確保支援策と連携しながら、新規就業希望者を広く募集するとともに、地域漁業に関する知識や漁労技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等の団体が必要に応じて観光業界等とも連携しながら、漁業体験等の受入れを行う。 (2) 地元水産物の発信・PR 「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭りなどにおいて製品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。 さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。 (3) 漁港施設等の適切な維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。
活用する支援措置等	浜の活力再生・成長促進交付金（国）、経営体育成総合支援事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）

2年目（令和7年度） 所得向上率（基準年比） 4.30%

漁業収入向上のための取組	(1) 強い経営体の育成 全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。 個人での事業継続は多額の資金が必要となることから、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、漁業者の経営力強化や収入の安定化を図る。 漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め収入の安定化を図る。 (2) 海洋環境変化への対応 ① 水質調査の実施 地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期にかかる情報提供を行う。併せて、必要に応じ病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、漁業者の生産及び収入の安定化を図る。 ② 環境に適応したのり生産体制の構築 高海水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は定期的な水温把握を通じて、漁業
--------------	--

者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、県水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。

③ 病障害の対応

赤ぐされ病や、近年仙台湾全域にバリカン症状が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づき、筏の間隔を確保することで潮通しを良くし栄養塩が均一に供給されるよう努める。

(3) 養殖生産物の品質確保

① 漁場の有効活用・適正利用

全漁業者は、筏の管理や海底清掃などの協業化を進めるとともに、漁場環境の把握に努めるために調査とデータ収集を実施し、漁場利用計画において科学的根拠に基づく適正養殖可能数量を定め、密殖を防ぎ、品質向上を図る。

② 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産を指導する。漁業者は県のガイドライン等を遵守するとともに、県試験研究機関等の指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。

③ 生産技術の改善・改良

ほたてがい養殖における地先種苗活用など漁場環境変化に対応した生産技術の改良や市場ニーズ等の分析を進め、高品質化及び安定生産を図る。

④ ぎんざけ種卵・種苗の安定的確保

国内からの種卵供給は北海道に限定され、年々種卵確保が難しくなりつつあることから、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する親魚の管理について以下の取組みを行う。

- a) 漁協は、近親交配による奇形魚発生を回避するため、県内水面水産試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。
- b) 漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散のため、地下水を活用したぎんざけ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向け検討した結果を踏まえ、必要な対策に取り組む。

(4) 養殖生産物の安全確保

① 異物混入防止の徹底

漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前の部会や研修会等で漁業者へ異物混入防止について周知・啓発する。

② ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化

全漁業者及び漁協は、ノロウイルス・貝毒等の検査体制を強化するとともに、研修会等を通じ衛生管理等の知識の向上を図る。

また、新たなノロウイルス検査法として期待される感染性推定遺伝子検査法について過去に県が実施した事業成果等を踏まえ、その有効性や現検査法からの移行の可能性について引き続き検討する。

③ 貝毒プランクトン調査及び貝毒等検査体制の強化

二枚貝生産者及び漁協は、貝毒等の検査頻度向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じ衛生管理等の知識の向上を図る。

また、貝毒プランクトン調査について県の試験研究機関と協力

	しながら採取定点やサンプル数等を改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。 ④ ほたてがい加工製品の販売力強化 「ほたて貝取扱い及び加工処理要領」の内容を遵守し、安全性の担保された加工品の安定的な出荷を図り、ほたて養殖業者の経営安定化に努める。 ⑤ 放射性物質検査 風評等払拭のため、関係機関と連携して放射性物質検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、HP等を通じて周知する。 ⑥ のり漁場における適切な活性処理剤の使用 活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で採苗、育苗の漁場環境を踏まえつつ同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じ漁業者に対して研修会等を開催する。 (5) 販路の回復・拡大 全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、下記取組により販路の回復、拡大を図る。 ① 効果的なPR活動や販売の実施 地元買受人等と連携し各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、物産施設等を活用した販売を拡大する。また、地域でのPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、加工製品等の種類の充実を図る。 ② 消費者ニーズに応じた流通体制の構築 前プランで、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付かきのインターネット取引については、前年に検討した結果を踏まえ、必要な対策に取り組む。 ③ 春季以降の生食用かき出荷数量増加 県の「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により正式に出荷可能となる6月の生食用かきの安全性確保に向けて衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りのよい生食用かきの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげる方策について検討した結果を踏まえ、出荷に取り組む。 ④ 輸出に向けた取組 福島第一原発処理水の海洋放出に伴う風評等の影響により、韓国、中国、香港など一部の国・地域では禁輸措置を講じており、その対応が課題となっている。震災前に韓国向け輸出が過半数を占めていたほやをはじめ、これらの措置の影響を受けている水産物について、県等と連携し、商談会等を通じた代替販路の拡大等に引き続き取り組む。また、禁輸措置を講じている国・地域への輸出再開に向け、関係機関への積極的な働きかけを継続する。
漁業コスト削減のための取組	(1) 船底清掃・減速航行の徹底 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 (2) 省エネ型機器の導入 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。 (3) 協業化などによる作業コスト削減の取組

	漁業者は、多額の設備投資を必要とする施設における生産活動において、協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。 (4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖） a) 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。 b) 低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。 c) 対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。 d) 県と連携し、フィッシュポンプ等の新たな機器の活用も検討しながら、省力化・省人化に係るコストの低減化を推進する。
漁村の活性化のための取組	(1) 担い手の確保等 ① 漁業担い手の知識・技術の向上 漁協は、漁業後継者候補者に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省略化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ② 新規就業者の確保 漁協は県による「みやぎ漁師カレッジ」や市町による担い手確保支援策と連携しながら、新規就業希望者を広く募集するとともに、地域漁業に関する知識や漁労技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等の団体が必要に応じて観光業界等とも連携しながら、漁業体験等の受入れを行う。 (2) 地元水産物の発信・PR 「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭りなどにおいて産品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。 さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。 (3) 漁港施設等の適切な維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。
活用する支援措置等	浜の活力再生・成長促進交付金（国）、経営体育成総合支援事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）

3 年目（令和 8 年度） 所得向上率（基準年比） 6. 2 7 %

漁業収入向上のための取組	(1) 強い経営体の育成 全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。
--------------	---

個人での事業継続は多額の資金が必要となることから、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、漁業者の経営力強化や収入の安定化を図る。

漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め収入の安定化を図る。

(2) 海洋環境変化への対応

① 水質調査の実施

地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期にかかる情報提供を行う。併せて、必要に応じ病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、漁業者の生産及び収入の安定化を図る。

② 環境に適応したのり生産体制の構築

高海水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は定期的な水温把握を通じて、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、県水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。

③ 病障害の対応

赤ぐされ病や、近年仙台湾全域にバリカン症状が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づき、筏の間隔を確保することで潮通しを良くし栄養塩が均一に供給されるよう努める。

(3) 養殖生産物の品質確保

① 漁場の有効活用・適正利用

全漁業者は、筏の管理や海底清掃などの協業化を進めるとともに、漁場環境の把握に努めるために調査とデータ収集を実施し、漁場利用計画において科学的根拠に基づく適正養殖可能数量を定め、密殖を防ぎ、品質向上を図る。

② 未侵入疾病への対応

漁協は、適正密度での生産を指導する。漁業者は県のガイドライン等を遵守するとともに、県試験研究機関等の指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。

③ 生産技術の改善・改良

ほたてがい養殖における地先種苗活用など漁場環境変化に対応した生産技術の改良や市場ニーズ等の分析を進め、高品質化及び安定生産を図る。

④ ぎんざけ種卵・種苗の安定的確保

国内からの種卵供給は北海道に限定され、年々種卵確保が難しくなりつつあることから、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する親魚の管理について以下の取組みを行う。

a) 漁協は、近親交配による奇形魚発生を回避するため、県内水面水産試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。

b) 漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散のため、地下水を活用したぎんざけ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向け検討した結果を踏まえ、必要な対策に取り組む。

(4) 養殖生産物の安全確保

① 異物混入防止の徹底

漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前の部会や研修会等で漁業者へ異物混入防止について周知・啓発する。

② ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化

全漁業者及び漁協は、ノロウイルス・貝毒等の検査体制を強化するとともに、研修会等を通じ衛生管理等の知識の向上を図る。

また、新たなノロウイルス検査法として期待される感染性推定遺伝子検査法について過去に県が実施した事業成果等を踏まえ、その有効性や現検査法からの移行の可能性について引き続き検討する。

③ 貝毒プランクトン調査及び貝毒等検査体制の強化

二枚貝生産者及び漁協は、貝毒等の検査頻度向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じ衛生管理等の知識の向上を図る。

また、貝毒プランクトン調査について県の試験研究機関と協力しながら採取定点やサンプル数等を改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。

④ ほたてがい加工製品の販売力強化

「ほたて貝取扱い及び加工処理要領」の内容を遵守し、安全性の担保された加工品の安定的な出荷を図り、ほたて養殖業者の経営安定化に努める。

⑤ 放射性物質検査

風評等払拭のため、関係機関と連携して放射性物質検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、HP等を通じて周知する。

⑥ のり漁場における適切な活性処理剤の使用

活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で採苗、育苗の漁場環境を踏まえつつ同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じ漁業者に対して研修会等を開催する。

(5) 販路の回復・拡大

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、下記取組により販路の回復、拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地元買受人等と連携し各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、物産施設等を活用した販売を拡大する。また、地域でのPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、加工製品等の種類の充実を図る。

② 消費者ニーズに応じた流通体制の構築

前プランで、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付かきのインターネット取引については、利用状況を見ながら、必要な対策に取り組む。

③ 春季以降の生食用かき出荷数量増加

県の「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により正式に出荷可能となる6月の生食用かきの安全性確保に向けて衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りのよい生食用かきの魅力を発信するとともに、同期間の出荷数量増加につなげる方策

	について検討した結果を踏まえ、出荷に取り組む。 ④ 輸出に向けた取組 福島第一原発処理水の海洋放出に伴う風評等の影響により、韓国、中国、香港など一部の国・地域では禁輸措置を講じており、その対応が課題となっている。震災前に韓国向け輸出が過半数を占めていたほやをはじめ、これらの措置の影響を受けている水産物について、県等と連携し、商談会等を通じた代替販路の拡大等に引き続き取り組む。また、禁輸措置を講じている国・地域への輸出再開に向け、関係機関への積極的な働きかけを継続する。
漁業コスト削減のための取組	(1) 船底清掃・減速航行の徹底 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 (2) 省エネ型機器の導入 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。 (3) 協業化などによる作業コスト削減の取組 漁業者は、多額の設備投資を必要とする施設における生産活動において、協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。 (4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖） a) 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。 b) 低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。 c) 対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。 d) 県と連携し、フィッシュポンプ等の新たな機器の活用も検討しながら、省力化・省人化に係るコストの低減化を推進する。
漁村の活性化のための取組	(1) 担い手の確保等 ① 漁業担い手の知識・技術の向上 漁協は、漁業後継者候補者に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省略化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ② 新規就業者の確保 漁協は県による「みやぎ漁師カレッジ」や市町による担い手確保支援策と連携しながら、新規就業希望者を広く募集するとともに、地域漁業に関する知識や漁労技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等の団体が必要に応じて観光業界等とも連携しながら、漁業体験等の受入れを行う。 (2) 地元水産物の発信・PR 「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭りなどにおいて商品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。 さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向

	上を図る。 (3) 漁港施設等の適切な維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。
活用する支援措置等	浜の活力再生・成長促進交付金（国）、経営体育成総合支援事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）

4 年 目（令和 9 年度） 所得向上率（基準年比） 8. 2 6 %

漁業収入向上のための取組	(1) 強い経営体の育成 全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。 個人での事業継続は多額の資金が必要となることから、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、漁業者の経営力強化や収入の安定化を図る。 漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め収入の安定化を図る。 (2) 海洋環境変化への対応 ① 水質調査の実施 地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期にかかる情報提供を行う。併せて、必要に応じ病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、漁業者の生産及び収入の安定化を図る。 ② 環境に適応したのり生産体制の構築 高海水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は定期的な水温把握を通じて、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、県水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。 ③ 病障害の対応 赤ぐされ病や、近年仙台湾全域にバリカン症状が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づき、筏の間隔を確保することで潮通しを良くし栄養塩が均一に供給されるよう努める。 (3) 養殖生産物の品質確保 ① 漁場の有効活用・適正利用 全漁業者は、筏の管理や海底清掃などの協業化を進めるとともに、漁場環境の把握に努めるために調査とデータ収集を実施し、漁場利用計画において科学的根拠に基づく適正養殖可能数量を定め、密殖を防ぎ、品質向上を図る。
--------------	---

	② 未侵入疾病への対応 漁協は、適正密度での生産を指導する。漁業者は県のガイドライン等を遵守するとともに、県試験研究機関等の指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。 ③ 生産技術の改善・改良 ほたてがい養殖における地先種苗活用など漁場環境変化に対応した生産技術の改良や市場ニーズ等の分析を進め、高品質化及び安定生産を図る。 ④ ぎんざけ種卵・種苗の安定的確保 国内からの種卵供給は北海道に限定され、年々種卵確保が難しくなりつつあることから、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する親魚の管理について以下の取組みを行う。 a) 漁協は、近親交配による奇形魚発生を回避するため、県内水面水産試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。 b) 漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散のため、地下水を活用したぎんざけ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向け引き続き必要な対策に取り組む。 (4) 養殖生産物の安全確保 ① 異物混入防止の徹底 漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前の部会や研修会等で漁業者へ異物混入防止について周知・啓発する。 ② ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化 全漁業者及び漁協は、ノロウイルス・貝毒等の検査体制を強化するとともに、研修会等を通じ衛生管理等の知識の向上を図る。 また、新たなノロウイルス検査法として期待される感染性推定遺伝子検査法について過去に県が実施した事業成果等を踏まえ、その有効性や現検査法からの移行の可能性について引き続き検討する。 ③ 貝毒プランクトン調査及び貝毒等検査体制の強化 二枚貝生産者及び漁協は、貝毒等の検査頻度向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修会等を通じ衛生管理等の知識の向上を図る。 また、貝毒プランクトン調査について県の試験研究機関と協力しながら採取定点やサンプル数等を改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。 ④ ほたてがい加工製品の販売力強化 「ほたて貝取扱い及び加工処理要領」の内容を遵守し、安全性の担保された加工品の安定的な出荷を図り、ほたて養殖業者の経営安定化に努める。 ⑤ 放射性物質検査 風評等払拭のため、関係機関と連携して放射性物質検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、HP等を通じて周知する。 ⑥ のり漁場における適切な活性処理剤の使用 活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で採苗、育苗の漁場環境を踏まえつつ同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じ漁業者に対して研修会等を開催する。
--	--

	(5) 販路の回復・拡大 全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、下記取組により販路の回復、拡大を図る。 ① 効果的なPR活動や販売の実施 地元買受人等と連携し各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、物産施設等を活用した販売を拡大する。また、地域でのPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、加工製品等の種類の充実を図る。 ② 消費者ニーズに応じた流通体制の構築 前プランで、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付かきのインターネット取引については、利用状況を見ながら、必要な対策に取り組む。 ③ 春季以降の生食用かき出荷数量増加 県の「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により正式に出荷可能となる6月の生食用かきの安全性確保に向けて衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りのよい生食用かきの継続的な情報発信と安定出荷に取り組む。 ④ 輸出に向けた取組 福島第一原発処理水の海洋放出に伴う風評等の影響により、韓国、中国、香港など一部の国・地域では禁輸措置を講じており、その対応が課題となっている。震災前に韓国向け輸出が過半数を占めていたほやをはじめ、これらの措置の影響を受けている水産物について、県等と連携し、商談会等を通じた代替販路の拡大等に引き続き取り組む。また、禁輸措置を講じている国・地域への輸出再開に向け、関係機関への積極的な働きかけを継続する。
漁業コスト削減のための取組	(1) 船底清掃・減速航行の徹底 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 (2) 省エネ型機器の導入 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。 (3) 協業化などによる作業コスト削減の取組 漁業者は、多額の設備投資を必要とする施設における生産活動において、協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。 (4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖） a) 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。 b) 低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。 c) 対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。 d) 県と連携し、フィッシュポンプ等の新たな機器の活用も検討しながら、省力化・省人化に係るコストの低減化を推進する。
漁村の活性化のための取組	(1) 担い手の確保等 ① 漁業担い手の知識・技術の向上 漁協は、漁業後継者候補者に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率

	化・省略化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ② 新規就業者の確保 漁協は県による「みやぎ漁師カレッジ」や市町による担い手確保支援策と連携しながら、新規就業希望者を広く募集するとともに、地域漁業に関する知識や漁労技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等の団体が必要に応じて観光業界等とも連携しながら、漁業体験等の受入れを行う。 (2) 地元水産物の発信・P R 「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭りなどにおいて産品のP Rを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。 さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したP R活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。 (3) 漁港施設等の適切な維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。
活用する支援措置等	浜の活力再生・成長促進交付金（国）、経営体育成総合支援事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）

5 年目（令和 1 0 年度） 所得向上率（基準年比） 1 0 . 2 7 %

漁業収入向上のための取組	(1) 強い経営体の育成 全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。 個人での事業継続は多額の資金が必要となることから、漁業者は協業化や分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機器更新のための積立金計画や経営管理指導を行い、漁業者の経営力強化や収入の安定化を図る。 漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め収入の安定化を図る。 (2) 海洋環境変化への対応 ① 水質調査の実施 地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期にかかる情報提供を行う。併せて、必要に応じ病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、漁業者の生産及び収入の安定化を図る。 ② 環境に適応したのり生産体制の構築 高海水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れて
--------------	---

	しまうことを防ぐため、漁協は定期的な水温把握を通じて、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、県水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。 ③ 病障害の対応 赤ぐされ病や、近年仙台湾全域にバリカン症状が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づき、筏の間隔を確保することで潮通しを良くし栄養塩が均一に供給されるよう努める。 (3) 養殖生産物の品質確保 ① 漁場の有効活用・適正利用 全漁業者は、筏の管理や海底清掃などの協業化を進めるとともに、漁場環境の把握に努めるために調査とデータ収集を実施し、漁場利用計画において科学的根拠に基づく適正養殖可能数量を定め、密殖を防ぎ、品質向上を図る。 ② 未侵入疾病への対応 漁協は、適正密度での生産を指導する。漁業者は県のガイドライン等を遵守するとともに、県試験研究機関等の指導を踏まえた適切な疾病・斃死対策に取り組むことで収入の安定化を図る。 ③ 生産技術の改善・改良 ほたてがい養殖における地先種苗活用など漁場環境変化に対応した生産技術の改良や市場ニーズ等の分析を進め、高品質化及び安定生産を図る。 ④ ぎんざけ種卵・種苗の安定的確保 国内からの種卵供給は北海道に限定され、年々種卵確保が難しくなりつつあることから、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する親魚の管理について以下の取組みを行う。 a) 漁協は、近親交配による奇形魚発生を回避するため、県内水面水産試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。 b) 漁協は、種苗の安定的な導入とリスク分散のため、地下水を活用したぎんざけ親魚の独自養成と採卵技術の導入に向け引き続き必要な対策に取り組む。 (4) 養殖生産物の安全確保 ① 異物混入防止の徹底 漁業者各々が目視検査を徹底するとともに、漁協は、漁期前の部会や研修会等で漁業者へ異物混入防止について周知・啓発する。 ② ノロウイルス等の衛生対策及び貝毒等検査体制の強化 全漁業者及び漁協は、ノロウイルス・貝毒等の検査体制を強化するとともに、研修会等を通じ衛生管理等の知識の向上を図る。 また、新たなノロウイルス検査法として期待される感染性推定遺伝子検査法について過去に県が実施した事業成果等を踏まえ、その有効性や現検査法からの移行の可能性について引き続き検討する。 ③ 貝毒プランクトン調査及び貝毒等検査体制の強化 二枚貝生産者及び漁協は、貝毒等の検査頻度向上など、検査体制を強化するとともに、ほたて流通振興協議会等と連携し、研修
--	---

	会等を通じ衛生管理等の知識の向上を図る。 また、貝毒プランクトン調査について県の試験研究機関と協力しながら採取定点やサンプル数等を改めて検討し、漁業者等へより有効性のある情報の発信ができるよう努める。 ④ ほたてがい加工製品の販売力強化 「ほたて貝取扱い及び加工処理要領」の内容を遵守し、安全性の担保された加工品の安定的な出荷を図り、ほたて養殖業者の経営安定化に努める。 ⑤ 放射性物質検査 風評等払拭のため、関係機関と連携して放射性物質検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、HP等を通じて周知する。 ⑥ のり漁場における適切な活性処理剤の使用 活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で採苗、育苗の漁場環境を踏まえつつ同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じ漁業者に対して研修会等を開催する。 (5) 販路の回復・拡大 全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、買受人や流通業界とも協力し、下記取組により販路の回復、拡大を図る。 ① 効果的なPR活動や販売の実施 地元買受人等と連携し各地域で開催される催事等に積極的に参加するとともに、物産施設等を活用した販売を拡大する。また、地域でのPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、加工製品等の種類の充実を図る。 ② 消費者ニーズに応じた流通体制の構築 前プランで、新たな流通形態の構築と販路拡大を目指し取り組んだ殻付かきのインターネット取引については、利用状況を見ながら、必要な対策に取り組む。 ③ 春季以降の生食用かき出荷数量増加 県の「生食用かきの取扱いに関する指導指針」の一部改正により正式に出荷可能となる6月の生食用かきの安全性確保に向けて衛生対策の充実を図りながら、春先の身入りのよい生食用かきの継続的な情報発信と安定出荷に取り組む。 ④ 輸出に向けた取組 福島第一原発処理水の海洋放出に伴う風評等の影響により、韓国、中国、香港など一部の国・地域では禁輸措置を講じており、その対応が課題となっている。震災前に韓国向け輸出が過半数を占めていたほやをはじめ、これらの措置の影響を受けている水産物について、県等と連携し、商談会等を通じた代替販路の拡大等に引き続き取り組む。また、禁輸措置を講じている国・地域への輸出再開に向け、関係機関への積極的な働きかけを継続する。
漁業コスト削減のための取組	(1) 船底清掃・減速航行の徹底 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 (2) 省エネ型機器の導入 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。

	(3) 協業化などによる作業コスト削減の取組 漁業者は、多額の設備投資を必要とする施設における生産活動において、協業化や分業が可能な作業を検討し、これを実施することにより、作業コストの削減を図る。 (4) 飼料代削減の取組（ギンザケ養殖） a) 寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。 b) 低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。 c) 対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。 d) 県と連携し、フィッシュポンプ等の新たな機器の活用も検討しながら、省力化・省人化に係るコストの低減化を推進する。
漁村の活性化のための取組	(1) 担い手の確保等 ① 漁業担い手の知識・技術の向上 漁協は、漁業後継者候補者に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省略化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ② 新規就業者の確保 漁協は県による「みやぎ漁師カレッジ」や市町による担い手確保支援策と連携しながら、新規就業希望者を広く募集するとともに、地域漁業に関する知識や漁労技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等の団体が必要に応じて観光業界等とも連携しながら、漁業体験等の受入れを行う。 (2) 地元水産物の発信・PR 「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや宮城げんき市実行委員会の主催するほや祭りなどにおいて産品のPRを継続して実施し、知名度の向上や需要の拡大を図る。 さらに、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産水産物の認知度向上を図る。 (3) 漁港施設等の適切な維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。
活用する支援措置等	浜の活力再生・成長促進交付金（国）、経営体育成総合支援事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）

(5) 関係機関との連携

当プランによる取組効果を十分に発揮させるために、宮城県（水産担当部署・地方振興事務所・試験研究機関）や関係市町、宮城県漁業共済組合、その他研究機関等との連携を積極的に図る。

(6) 取組の評価・分析の方法・実施体制

地域漁業再生委員会とオブザーバーの県が、年2回程度（7月及び1月頃）打合せを行い、取組状況の確認を行う。

4 目標

(1) 所得目標

漁業者の所得の向上 10%以上	基準年		千円
			千円
	目標年		千円
			千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

かきの生産量の向上	基準年	平成30年度～令和4年度平均：	2,507,667	kg
	目標年	令和10年度：	2,758,433	kg
のりの生産量の向上	基準年	平成30年度～令和4年度平均：	82,899,333	kg
	目標年	令和10年度：	91,189,267	kg
ぎんざけの生産量の向上	基準年	平成30年度～令和4年度平均：	9,536,000	kg
	目標年	令和10年度：	10,489,600	kg
わかめ・こんぶ の生産量の向上	基準年	平成30年度～令和4年度平均：	7,381,333	kg
	目標年	令和10年度：	8,119,467	kg
ほたての生産量の向上	基準年	平成30年度～令和4年度平均：	2,722,000	kg
	目標年	令和10年度：	2,994,200	kg
ほやの生産量の向上	基準年	平成30年度～令和4年度平均：	2,873,333	kg
	目標年	令和10年度：	3,160,667	kg
新規就業者数 (養殖業)	基準年	平成30年度～令和4年度平均：	9	人／年
	目標年	令和10年度：	10	人／年

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

生産量の向上については、養殖筏増設、種苗生産量の増大による養殖生産量の向上により、年間2%、5年間で10%の水揚げ量の向上を見込んだ。
新規就業者数については、県が毎年実施する調査によれば、平成30年度：12人、令和元年度：14人、令和2年度：11人、令和3年度：5人、令和4年度：3人（5年累計45人）となっている。昨今どの業界も人手不足の状況にあるが、令和6年度以降、国や県の漁業担い手確保育成施策が拡充されることから、これらの事業を活用しながら新規就業者の呼び込みを図り、毎年度10人の新規漁業就業者の確保（累計50人）を図る。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
浜の活力再生・成長促進交付金 （水産業強化支援事業）（国）	鮮度保持施設等の漁業経営構造の改善に資する共同利用施設の整備のために活用する。
経営体育成総合支援事業（国）	漁業担い手確保の取組推進のために活用する。
被災地次世代漁業人材確保支援事業 （国）	漁業担い手確保の取組推進のために活用する。
水産物供給基盤整備事業（国）	安定した水産物基盤確保のための取組に活用する。
水産資源環境整備事業（国）	漁場の生産力の回復を図るための取組に活用する。
漁業者保証円滑化対策事業（国）	漁業経営改善のための取組に活用する。
農山漁村地域整備交付金（国）	漁港の整備により効率的で安全な漁業活動を確保するために活用する。
漁業経営セーフティネット構築事業 （国）	燃油価格高騰時における燃油コスト削減の一助としての底支えに活用する。